

広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則

平成21年6月29日

規則第3号

山形県後期高齢者医療広域連合規約第14条の規定により、広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を次のように定める。

第1順位 副広域連合長 小 野 精 一

第2順位 副広域連合長 安 部 三十郎

附 則

この規則は、公布の日から施行する。